

# ねんりんピック彩の国さいたま2026ソフトボール交流大会 鴻巣市協賛取扱要項

## 1 目的

この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま2026ソフトボール交流大会における協賛の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 協賛の内容

この要項において協賛とは、ねんりんピック彩の国さいたま2026ソフトボール交流大会（以下「交流大会」という。）の趣旨に賛同する企業、各種団体等（以下「協賛者」という。）が、ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）に対して行う、次に掲げる行為とする。

### (1) 協賛品

交流大会の広報、啓発、歓迎装飾、その他交流大会の運営に要する用具や市実行委員会が必要とする物品等の提供もしくは貸与をするもの。

## 3 協賛の手続き

- (1) 協賛は、市実行委員会において受け入れる。
- (2) 協賛の申し込みは、協賛品申込書（様式第1号）により行う。

## 4 協賛品の受納

- (1) 市実行委員会は、協賛品の申込者に対し、市実行委員会の指定する方法により、物品等の納入を依頼する。
- (2) 市実行委員会は、協賛品の申込書の希望により協賛品受領書（様式第2号）を発行する。

## 5 協賛として受け入れないもの

次のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 交流大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に係るものであると認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市実行委員会が適当でないと認めるもの

- 2 市実行委員会は、協賛者が提供後に、前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛品を返戻する。

## 6 協賛の表示

- (1) 協賛品には、協賛者の希望により、協賛の表示を行うことができる。  
ただし、協賛品に直接表示することが不適當な場合は、その他の方法により表示することができる。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、協賛者と協議のうえ決定する。

## 7 協賛への謝意

協賛者への謝意表明は、協賛者の氏名又は名称を公表することにより行う。また必要に応じて礼状又は感謝状を贈呈する。

## 8 協賛品の受入期間

協賛品の受入期間は、令和8年5月15日（金）から7月15日（水）までとする。  
ただし、受入状況に応じて受入期間を延長することができるものとする。

## 9 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。